

## 後期高齢者医療制度の お知らせ

### 保険証等について

#### ・保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証（黄色）の有効期限が平成25年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を郵送しますので、お手元に届きましたら、お持ちの黄色の保険証を破棄し、ピンク色の保険証をご使用ください。

新しい保険証はピンク色です。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期間 平成26年7月31日	
被保険者番号 01234567	
被 保 険 者 姓 名 性 別 年 齢 生 年 月 日 死 年 月 日 受 付 年 月 日 被 保 険 者 の 情 形 被 保 険 者 の 情 形 被 保 険 者 の 情 形	広城 太郎 男 昭和 7年 7月 7日 平成20年 4月 1日 平成25年 7月 1日 1割 北海道医療費控除申請二地域区分 北海道医療費控除申請二地域区分 北海道医療費控除申請二地域区分

※今回から保険証の有効期限が1年間（平成26年7月31日まで）となりました。

### 【保険料の算定】

①被保険者均等割額 47,709円

②所得割額

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{平成24年中の} \\ \text{総所得金額} \end{array} - \left\{ \begin{array}{l} \text{基礎} \\ \text{控除額} \end{array} \right\} \right\} \times \text{所得割率}$$

(33万円) (10.61%)

①+②=1年間の保険料額  
(100円未満切り捨て)

### 保険料について

送しますので、差替えのうえ、ご利用ください（新しい減額認定証は水色です）。



**・均等割額の軽減**  
所得が低い世帯に属する方は、基準により均等割額が軽減されます。該当者へは軽減措置を行った後の額を通知します。

**・保険料の計算方法**  
保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、本人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

**・所得割額の軽減**  
算の基礎となる総所得金額（所得割の計から33万円を引いたもの）が58万円以下の場合、所得割が5割軽減されます。

**・被用者保険の被扶養者だつた方の軽減**  
後期高齢者医療制度に加入した時に、被用者保険の被扶養者だつた方については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことです、市町村の国民健康保険等は含まれません。

**・保険料の減免**  
災害、失業などによる所得の大大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免があります。詳しくはお問い合わせください。

**・保険料の支払方法**  
保険料の支払方法は、原則として特別徴収（年金からの天引き）となります。ただし申請していただくことによつ

て、口座振替に変更することもできます。

### 医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていた

だくことを目的に、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、お問い合わせください。  
※すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。

※この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。  
※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

**【問い合わせ先】**

・北海道後期高齢者医療

☎ 011-290-5601  
・住民生活課国民健康保険係  
・熊石総合支所住民サービス課

**・減額認定証も新しくなります**  
現在、減額認定証を交付されている方で、8月以降も交付対象に該当する方には、保険証とともに減額認定証を郵